

キャッシュ・フロー計算書の作成方法

—— 間接作成法とその構造 ——

幸 田 威 久 矢

目次

1. はじめに
 2. キャッシュ・フロー計算書の諸概念
 - 2.1 導入背景
 - 2.2 目的
 - 2.3 資金概念
 - 2.4 表示区分と表示様式
 - 2.5 表示方法と収支項目
 3. 間接作成法とその構造
 - 3.1 表示方法と作成方法の峻別
 - 3.2 間接作成法の概要 — 発生主義と現金主義の関係 —
 - 3.3 作成手順
 - 3.4 間接作成法によるキャッシュ・フロー計算書作成
 - 3.5 作成結果
 4. おわりに
- 参考文献

1. はじめに

わが国における、資金情報に関する計算書(資金計算書)は、資金繰表、資金収支表、キャッシュ・フロー計算書と時代とともに変革をとげ、そのうちキャッシュ・フロー計算書が貸借対照表、損益計算書に次ぐ第三の財務諸表として、作成および開示が義務付けられて15年が経過した。また、2009年6月に金融庁(企業会計審議会)から「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表され、2010年3月期から一定の要件を満たす企業に対して国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)の任意適用が認められたが、今日では、IFRS適用済会社は68社、IFRS適用決定会社は23社となり、国

際的な調和・進展ならびに経済活動の拡大、海外における資金調達の活発化など、企業の取り巻く環境は以前より確実に変化を辿っている。これによりキャッシュ・フロー計算書の持つ役割および重要性は高揚しているが、キャッシュ・フロー計算書の表示方法の選択に関しては、いまだに変化が見受けられない。

キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法は、直接法および間接法の選択適用が認められているが、国際会計基準(International Accounting Standards: IAS)第7号「キャッシュ・フロー計算書」¹⁾において、「企業は、直接法を用いて

八戸学院大学ビジネス学部助教

¹⁾ IASC, International Accounting Standards 7, "Cash Flow Statements," (1992).

営業活動によるキャッシュ・フローを報告することが推奨される」(para.19)と明記されている。しかし、相変わらずほとんどの企業が間接法を採用しているのが現状である。

そこで本稿では、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」を直接法にて報告(表示)することが推奨されている²⁾現状を踏まえ、キャッシュ・フロー計算書の作成方法の一つである間接作成法を用いることで、直接法にて挙げられている問題点に関係なく、どちらの表示方法についても同様にキャッシュ・フロー計算書が作成できることを示すとともに、その構造に関して検討を行う。

また、本稿は「資金計算情報の有用性に関する研究」における「キャッシュ・フロー計算書の構造と作成方法」の研究ノートとして位置付けている。

2. キャッシュ・フロー計算書の諸概念

2.1 導入背景

わが国で最初に資金情報が公表されたのは、1953年8月の大蔵省令第74号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」に基づき、有価証券報告書において財務諸表外の情報として開示された資金繰表である。その後、1986年10月に資金繰り情報の改善のため、企業会計審議会の「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について(中間報告)」の公表により、資金繰表に代わり資金収支表を開示することを求めた。そして、1997年6月に企業会計審議会は「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し、連結情報重視の観点から、連結ベースにおけるキャッシュ・フロー計算書の導入および個別ベースの資金収支表の廃止を提言した。

また、1998年3月に企業会計審議会「連結

キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」という)が公表されたことにより、これまで使われていた資金収支表に代わるキャッシュ・フロー計算書を貸借対照表、損益計算書に次ぐ第三の財務諸表として開示することが求められた。この「意見書」により、1999年3月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正され、2000年3月期から連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成しない会社は個別キャッシュ・フロー計算書)の作成および開示が義務付けられた。

キャッシュ・フロー計算書とは、企業の一会計期間におけるキャッシュ・フロー(お金の流れおよび資金の増減)の状況を一定の活動区別に表示するものであり、貸借対照表および損益計算書と同様に、企業活動全体を対象とする重要な情報を提供、報告するために作成される財務諸表である³⁾。このキャッシュ・フロー計算書が資金収支表に代わり導入された背景として、「連結情報の重視(経済活動の拡大)」、「多様化、国際化した企業活動の成果を正確に捉えるため(企業の取り巻く環境の変化)」、「以前の財務諸表だけでは資金の流れを十分に明らかにしていない⁴⁾」などが挙げられる。ここでは、作成方法に先立ち、まずキャッシュ・フロー計算書の概要について明記する。

2.2 目的

キャッシュ・フロー計算書の作成目的は、「企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するもの」(作

³⁾ 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」平成10年3月、(作成基準の設定について、三、3)。

⁴⁾ 企業会計は、発生主義のもと人為的に区切られた短期間における期間損益計算、また、経営活動の維持および発展を主要な目的としている。当該目的を果たすためには、利益獲得は欠かせないが、配当金の支払いや設備投資などを行うための資金が必要となる。

²⁾ Ibid., para. 19.

成基準注解，第一）とされているが，一般的には，利害関係者に対して，以下のような目的で利用される⁵⁾。

- ① 将来キャッシュ・フローの予測，分析
- ② 債務返済能力，配当金支払能力の判定，ならびに外部資金調達の必要性の評価
- ③ 現金主義取引と発生主義取引の差異の評価
- ④ 会計期間における非資金取引の財政状態への影響についての評価
- ⑤ 企業間の比較可能性向上

2.3 資金概念

キャッシュ・フロー計算書が導入される前の資金計算書である資金収支表では，資金の範囲を「現預金及び市場性ある一時所有の有価証券」（第2号様式（記載上の注意），（サ））とされていたが，「資金の範囲が広く，企業における資金管理活動の実態が的確に反映されていない」（作成基準の設定について，三，2(1)）との指摘を受けたため，資金の範囲が変更された。それにより，キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は「現金及び現金同等物」⁶⁾と規定された。

キャッシュ・フロー計算書における現金とは，手許現金および要求払預金のことを指し，要求払預金とは，預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことのできる預金のことである。具体例として，当座預金，普通預金，通知預金が挙げられる。

また，現金同等物とは，「容易に換金可能であり，かつ，価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資」（作成基準の設定について，三，2(1)）のことをいい，価格変動リスクの高い株式などは資金の範囲から除く。つま

り，現金同等物は① 容易な換金可能性，② 僅少な価値変動リスク，③ 短期投資の3つの要件をいずれも満たす必要がある。なお，現金同等物に具体的に何を含めるかについては，経営者の判断に委ねることが適当と考えられているが，キャッシュ・フロー計算書の比較可能性を考慮して，取得日から3ヵ月以内に満期日又は償還日が到来する短期的な投資とされている⁷⁾。

2.4 表示区分と表示様式

キャッシュ・フロー計算書は，一会計期間におけるキャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」（以下，CFO という），「投資活動によるキャッシュ・フロー」（以下，CFI という），「財務活動によるキャッシュ・フロー」（以下，CFB という）の三つの区分により表示することとされている⁸⁾。

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

CFO は，企業が外部からの資金調達に頼ることなく営業能力を維持し，新規投資や借入金の返済，配当金支払いのためにどの程度資金を獲得したかを示すキャッシュ・フローである。したがって，CFO の区分には，営業損益計算の対象となった取引，営業活動に係る債権・債務から生じるキャッシュ・フロー，ならびに投資活動および財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローが記載される。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

CFI は，将来の利益および資金獲得のためにどの程度資金を投資（支出）し，また，その元

⁵⁾ 鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計 その理論と適用』税務経理協会，1999年，29頁。

⁶⁾ 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」平成10年3月，（作成基準の設定について，三，2，(1)）。

⁷⁾ 当初設定された満期又は償還期間が3ヵ月以内ということであり，決算日から起算して満期日又は償還日が3ヵ月以内ということではない点に注意する。したがって，預入期間1年の定期預金の満期日が3ヵ月以内になっても，現金同等物に振り替えてはならない。これらの具体例として，定期預金，譲渡性預金，コマーシャルペーパー，売戻し条件付現先，公社債投資信託などが含まれる。

⁸⁾ 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」平成10年3月，（作成基準の設定について，三，3）。

図表1 キャッシュ・フロー計算書の表示様式（直接法および間接法）

直接法		間接法	
(単位: 円)		(単位: 円)	
当事業年度 〔自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日〕		当事業年度 〔自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日〕	
I	営業活動によるキャッシュ・フロー	I	営業活動によるキャッシュ・フロー
	営業収入		税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）
	原材料又は商品の仕入れによる支出		減価償却費
	人件費の支出		減損損失
	その他の営業支出		貸倒引当金の増加額（△は減少）
	小計		受取利息及び受取配当金
	利息及び配当金の受取額		支払利息
	利息の支払額		為替差損益（△は益）
	損害賠償金の支払額		有形固定資産売却損益（△は益）
	法人税等の支払額		損害賠償損失
	営業活動によるキャッシュ・フロー		売上債権の増減額（△は増加）
II	投資活動によるキャッシュ・フロー		たな卸資産の増減額（△は増加）
	有価証券の取得による支出		仕入債務の増減額（△は減少）
	有価証券の売却による収入		小計
	有形固定資産の取得による支出		利息及び配当金の受取額
	有形固定資産の売却による収入		利息の支払額
	投資有価証券の取得による支出		損害賠償金の支払額
	投資有価証券の売却による収入		法人税等の支払額
	貸付けによる支出		営業活動によるキャッシュ・フロー
	貸付金の回収による収入		
	投資活動によるキャッシュ・フロー		
III	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	短期借入れによる収入		
	短期借入れの返済による支出		
	長期借入れによる収入		
	長期借入れの返済による支出		
	社債の発行による収入		
	社債の償還による支出		
	株式の発行による収入		
	自己株式の取得による支出		
	配当金の支払額		
	財務活動によるキャッシュ・フロー		
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額		
V	現金及び現金同等物の増加額（△は減少）		
VI	現金及び現金同等物の期首残高		
VII	現金及び現金同等物の期末残高		

（以降、直接法と同様）

（出所：財務諸表等規則を基に筆者加筆）

本をどの程度回収したかを示すキャッシュ・フローである。したがって、CFIの区分には、固定資産の取得および売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得および売却などによるキャッシュ・フローが記載される。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

CFFは、営業活動および投資活動を維持するためにどの程度資金を調達し、営業活動および投資活動により得られた資金からどの程度返済したかを示すキャッシュ・フローである。したがって、CFFの区分には、株式の発行による収入、自己株式の取得による支出、社債の発行・償還ならびに借入・返済などによる資金の調達および返済に関するキャッシュ・フローが記載される。

以上の三区分を用いて表示される計算書が、

図表1のキャッシュ・フロー計算書である。この表示様式は、まず各活動の収支差額を表示し、その合計額に「現金及び現金同等物に係る為替換算差額」を加減することで、「現金及び現金同等物の当期増加額（または減少額）」を表示する。そして、これに「現金及び現金同等物の期首残高」を加えることで、期末残高を算出する。また、この期末残高は、貸借対照表における現金及び預金の期末残高と等しい。すなわち、キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表における現金及び預金の前期末残高と当期末残高の差額の原因を明らかにするものである。

2.5 表示方法と収支項目

キャッシュ・フロー計算書におけるCFOの表示方法には、直接法と間接法の2つの方法が

図表2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における収支項目（直接法）

項目	内容
営業収入	<ul style="list-style-type: none"> 商品の売上による受取額（現金売上、売掛金の回収額、受取手形の回収額・割引額） 前受金の受取額 営業債権から生じた破産債権・更生債権等や償却済営業債権の回収額・割引額
原材料又は商品の仕入支出	<ul style="list-style-type: none"> 原材料や商品の仕入による支払額（現金仕入、買掛金の支払額、支払手形の支払額） 前渡金の支払額
人件費の支出	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の給料、賞与、退職給付などの支払額 役員の報酬、賞与、退職給付などの支払額
その他の営業支出	<ul style="list-style-type: none"> 人件費以外の販売費及び一般管理費の支払額
小計以降	
利息及び配当金の受取額	<ul style="list-style-type: none"> 預金、貸付金に係る利息の受取額 保有株式に係る配当金の受取額 保有債権にかかる有価証券利息の受取額
利息の支払額	<ul style="list-style-type: none"> 借入金に係る利息の支払額 当座借越に係る利息の支払額 発行社債に係る利息の支払額
保険金の受取額	<ul style="list-style-type: none"> 火災、地震など災害による保険金の受取額
損害賠償金の支払額	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償金の支払額
法人税等の支払額	<ul style="list-style-type: none"> 法人税、住民税、事業税の前期未払額の当期納付額 法人税、住民税、事業税の当期中間納付額

存在する。ここでは、CFOの表示方法である直接法および間接法にて記載される収支項目について明記する。

(1) 直接法

直接法とは、主要な取引ごとにキャッシュ・フロー（現金収入と現金支出）を総額表示する方法であり⁹⁾、実際に現金がどのような活動に

⁹⁾ 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準注解」平成10年3月、(第三,一,1)。

図表3 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における調整項目（間接法）

項目	内容
非資金損益	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減価償却費、繰延資産の償却費など
営業外損益、特別損益	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産売却損益、除却損益、火災損失、保険差益など
	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券、投資有価証券、関連会社株式売却・評価損益など
	<ul style="list-style-type: none"> 受取利息および受取配当金（有価証券利息）、支払利息（社債利息）など
	<ul style="list-style-type: none"> 営業活動以外に係る為替差損益など
営業活動に係る資産および負債の増減額	<ul style="list-style-type: none"> 営業外債権に係る貸倒損失、貸倒引当金繰入額・戻入益など
	<ul style="list-style-type: none"> 社債償還損益、臨時償却費、過年度減価償却修正損益など
	<ul style="list-style-type: none"> 売上債権、仕入債務、棚卸資産など
小計以降（直接法と同様）	<ul style="list-style-type: none"> 営業活動に係る貸倒引当金、賞与引当金、役員賞与引当金など
	<ul style="list-style-type: none"> 営業活動に係る経過勘定（未払費用、前払費用）など
<ul style="list-style-type: none"> 営業活動に係る前受金、前渡金、未払金など 	

よってどれだけ創出されたかを示すとともに、将来における現金創出を予測するのに有用な情報を提供する。また、直接法はCFOを「営業収入」、「原材料又は商品の仕入れによる収入」、「人件費の支出」、「その他の営業支出」といった項目に分けて記載する。図表2は、直接法においてCFOに記載される収支項目を示したものである。

(2) 間接法

間接法とは、税引前当期純利益（または税引前当期純損失）に「非資金損益項目（現金の収支を伴わない収益および費用項目）」、「営業活動に係る資産および負債の増減額」、「営業活動以外の営業外損益および特別損益項目」を調整する¹⁰⁾ ことにより、CFOを表示する方法であ

¹⁰⁾ 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準注解」平成10年3月、(第三,一,2)。

る。つまり、税引前当期純利益（または税引前当期純損失）から営業キャッシュ・フローに対応する営業利益へ修正後、CFOを導出する形式をとっている。この表示方法では、税引前当期純利益（または税引前当期純損失）とCFOとの相違の原因を示すことで、利益に対してどの程度の現金が裏付けられているかなどに関する情報を提供する。図表3は、間接法においてCFOに記載される収支項目を示したものである。また、小計以降の項目については、直接法の場合と同様である。

3. 間接作成法とその構造

3.1 表示方法と作成方法の峻別

キャッシュ・フロー計算書は、「意見書」においてCFOの表示方法として、継続適用を条件に直接法と間接法の選択適用が認められている（作成基準の設定について、三、4）。ところが、現状では、ほとんどの企業が間接法を採用している。その理由として、一般的に、直接法は間接法に比べ主要な取引ごとにキャッシュ・フローに係る基礎的データが必要であり、実務上作成に手間を要するとともに、過度なコストが発生することとされている。また、「意見書」においても「直接法により表示するためには親会社および子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数を要すると考えられること」（作成基準の設定について、三、4、②）とある。

ここで、疑義が生じる。何故、企業で直接法が採用されない理由として、キャッシュ・フローに関わる基礎データが必要である点が挙げられるのか。「意見書」における直接法と間接法は、あくまで表示方法のことを指しているため、キャッシュ・フロー計算書を作成する上での資料としては、どちらの表示方法を選択するかに関係なく、キャッシュ・フローに関する基礎データは必要である。加えて「意見書」では、CFO

図表4 作成方法と表示方法の組み合わせ

作成方法	表示方法
直接作成法	直接法
	間接法
間接作成法	直接法
	間接法

の表示方法として、主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示する方法を直接法、純利益に必要な調整項目を加減して表示する方法を間接法としている¹¹⁾。つまり、作成方法と表示方法が混在して認識されていると考える。

キャッシュ・フロー計算書の作成方法には、直接作成法と間接作成法がある。

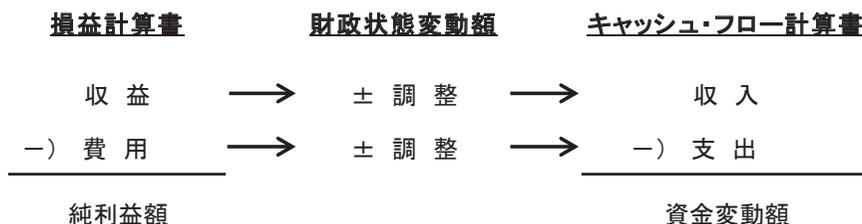
直接作成法は、現金及び現金同等物の増減を伴う取引（現金収支取引）を科目別に記録し、これらを整理集計する方法である。換言すれば、貸借対照表および損益計算書と同様に、帳簿記録に基づいて作成する方法である。一方、間接作成法は、貸借対照表および損益計算書、その他の資料（計算書）などを使用し、発生主義会計により測定された金額を、現金収入または現金収支を伴わない取引金額などで調整して作成する方法である。

以上のことから、一般的にキャッシュ・フロー計算書における「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」は直接作成法で作成されたもの、同様に「間接法によるキャッシュ・フロー計算書」は間接作成法で作成されたものとして捉えられている。また、これによりキャッシュ・フロー計算書の表示方法と作成方法の間には、キャッシュ・フロー計算書を直接作成法により作成し直接法および間接法で表示する場合と、間接作成法により作成し直接法および間接法で表示する場合の組み合わせが考えられる。（図表4）

そこで本稿では、作成方法と表示方法を明確

¹¹⁾ 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」平成10年3月、(第三、一)。

図表5 発生主義と現金主義の関係



に区別するとともに、直接作成法に比べて作成が容易であり、三つの財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）の関係を明らかにすることで分析に有用であるという点から、間接作成法を用いて作成を行う。

3.2 間接作成法の概要 — 発生主義と現金主義の関係 —

間接作成法は、前述のとおり、貸借対照表および損益計算書、その他の資料（計算書）などを用いて、発生主義会計により測定された金額を、現金収入または現金収支を伴わない取引金額などで調整して作成する方法である。つまり、利益（損失）とキャッシュの増加額（減少額）の関係を用いた「発生主義から現金主義への調整計算」である。

営業活動により獲得した利益は、最終的には企業に同額のキャッシュをもたらすため、長期的に見れば利益とキャッシュの増加額は一致する。しかし、一会計期間を年度や四半期で区切ってみた場合、必ずしも一致するとは言えない。なぜなら発生主義¹²⁾のもとでは、収益および費用は現金収入および支出時点とは関係なく、収益および費用の事実が発生した時点で認識するからである。このように損益計算書における収益および費用は、発生主義を基に計上されてい

るため、売上高、売上原価および販売費及び一般管理費などは、会社の営業活動によるキャッシュの動きとは一致しない¹³⁾。そこで、貸借対照表に計上されている売掛金、たな卸資産、買掛金等の科目の増減額を損益計算書の収益および費用に調整することにより、発生主義の損益計算書からキャッシュの収支を求めることが可能となる。上記の関係を示したものが図表5である。

3.3 作成手順

間接作成法による「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」の作成にあたり、企業の一定期間における取引を一覧にした取引一覧表（図表6）を用いる。取引一覧表とは、横軸に資産、負債および純資産に関する科目（貸借対照表項目）、縦軸に当該科目の期間変動額（前期末残高から当期末残高への財政状態変動額）の内訳を示した図表である¹⁴⁾。

取引一覧表を作成する論拠は、取引一覧表を用いることで、図表内において「発生主義から現金主義への調整計算」を行うことができるた

¹²⁾ 発生主義とは「すべての費用および収益は、その支出および収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。（第二 損益計算書原則、一 A）」

¹³⁾ 企業では、損益計算書上で利益が生じているが資金回収の遅れから支払超過となり、次第に財政状態が不健全になっていくことがある。つまりこれは、利益を獲得し会計期間の収益として記録される取引であっても、必ずしも企業内への資金の流入を表しているわけではないことを意味している。同様に、費用として記録される取引もまた、必ずしも企業外への資金の流出を表しているわけではない。

¹⁴⁾ 小西範幸、「財務諸表の構造と表示の一体性 — IASB 財務諸表の表示の目的についての検討 —」『企業会計』第62巻第5号、2010年、98-99頁。

図表6 取引一覧表

科目		現金																						
留保利益	その他の有価証券 評価差額金	資本剰余金	資本金	退職給付引当金	役員賞与引当金	預り金	前受金	未払消費税等	未払法人税等	未払費用	未払金	買掛金	減価償却累計額	投資その他の資産	無形固定資産	有形固定資産	貸倒引当金	その他	繰延税金資産	前払費用	商品	売掛金	現金	
																								期首の財政状態 … (A)
																								売上高
																								売上原価
																								販管費支出(人件費)
																								その他の営業費支出
																								減価償却費
																								利息収入
																								配当金の受取り
																								雑収入
																								建物器具購入
																								建物器具売却
																								ソフトウェア取得
																								有価証券の取得
																								預金への預入れ
																								持分法投資損
																								評価差額金(その他包括利益)
																								消費税支出
																								法人税支出
																								法人税等調整
																								配当金支出
																								役員賞与金
																								期末の財政状態 … (B)
																								財政状態変動額 … (B-A)

め、調整計算後の現金の列から「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」を導出することができる¹⁵⁾。また、留保利益の列および当該科目の期間変動額の内訳から、「間接法によるキャッシュ・フロー計算書」を導出することもできるのである。よって、以下の手順を踏まえて取引一覧表を作成することにより、キャッシュ・フロー計算書を作成する。

- ① 企業の一会計期間における期首および期末貸借対照表を用いて、期首の財政状態(A)および期末の財政状態(B)に数値を記し、差額である財政状態変動額(B-A)を算出する。
- ② 期首および期末の財政状態を除いた留保利益の列に、該当する会計期間の損益計算書を資産、負債および純資産に関する科目の期間変動額の内訳ごとに記していく。

¹⁵⁾ 小西範幸, 「直接法キャッシュ・フロー計算書と調整表の作成の意義—財務諸表の表示の一体性の視点から—」『税経通信』第65巻第3号, 2010年, 203頁。

- ③ ①で算出した当該科目の財政状態変動額(B-A)について、注記および附属明細表などを用いて、当該科目の期間変動額の内訳ごとに記していく。

〈直接法〉

- ④ 「発生主義から現金主義への調整計算」を行うことにより、キャッシュを算出する。その後、当該科目の期間変動額の内訳ごとに算出されたキャッシュを、営業活動、投資活動、財務活動に区分し、「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」を作成する。

〈間接法〉

- ④ 留保利益の列によって計算される(損益計算書上で与えられている)税引前当期純利益(または税引前当期純損失)に非資金損益項目、営業外損益および特別損益項目(投資活動および財務活動の収益費用項目)、営業活動に係る資産および負債の増加額を加減算することで、「間接法によるキャッシュ・フロー」を作成する。また、当該科目の期間変動額の内訳ごとに算出さ

図表7 直接法にて開示している会社一覧

業 種		会 社 名
2015年		
上 場	建設業	(株)北弘電社
	情報、通信業	(株)JIEC
		(株)エックスネット
	小売業	(株)ニチリョク
		(株)シーマ ※
サービス業	(株)ホテル、ニュージェランド	
非 上 場	卸売業	ライファン工業(株)
	機械	富士ホーニング工業(株)
	その他金融	(株)日貿信 ※
	不動産業	(株)群馬建設会館
		鷹之台ゴルフ(株)
		(株)千葉県建設センター
		(株)鹿児島県プロパングス会館
	サービス業	(株)丸ノ内ホテル
		(株)仙台カントリークラブ
		(株)中山カントリークラブ
		鳴門ゴルフ(株)
		美々津観光開発(株)
		(株)旭川国際ゴルフ場
		(株)滋賀ゴルフ倶楽部
		大松産業(株)
		互助会保証(株)
		(株)秩父開発機構
会 社 数	上 場 : 6社 非上場 : 17社	

※(株)シーマおよび(株)日貿信は連結キャッシュ・フロー計算書を作成している。
(出所：新日本有限責任監査法人ナレッジセンター・リサーチを基に筆者加筆)

れた投資活動および財務活動に係るキャッシュにより、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローを作成する。

3.4 間接作成法によるキャッシュ・フロー計算書の作成

本節では、上記で示した作成手順に従い、実際に間接作成法を用いて「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」を作成することが可能か検証を行う。既述のように間接作成法により「間接法によるキャッシュ・フロー計算書」の作成も可能であるが、本稿では割愛することとする。

キャッシュ・フロー計算書の作成に当たり、有価証券報告書を直接法にて作成、開示を行っている会社の財務データを用いて作成を行うが、2015年現在、直接法を採用している企業は、図表7のように上場企業6社、非上場企業17社しか存在しない。そんな中、本節では、上場

企業6社について3期分（平成25年3月期～平成27年3月期）のキャッシュ・フロー計算書を作成していく。しかし、ここでは6社のうち1社（以下、A社という）の平成27年度のみを示し、平成26年度および平成25年度、ならびにA社以外の5社のキャッシュ・フロー計算書については割愛する。また、図表8は、A社における平成27年度の貸借対照表であり、図表9が損益計算書である。

3.5 作成結果

A社の平成27年度の財務データを基に、間接作成法の作成手順に従って作成した取引一覧表が図表10であり、キャッシュ・フロー計算書（直接表による表示）が図表11である。

結果として、「人件費の支出」および「その他の営業支出」が有価証券報告書で与えられている数値と異なることとなった。また、平成25年度および平成26年度、ならびに残りの5社についても同様の結果が得られた。「人件費の支出」および「その他の営業支出」において、一致ないし近い数値が得られなかった原因として、流動資産および流動負債の「その他」に含まれている勘定科目を特定することができない点が挙げられる。これは、会社によって各項目の重要性が異なることが要因の一つであるとともに、その他に含まれていると考えられる一つ一つの項目が、「人件費の支出」および「その他の営業支出」にどの程度含まれているか区別することが出来ないため、有価証券報告書のキャッシュ・フロー計算書に記載されている数値と一致ないし近い数値にならなかったと推測する。

本節を通して得られた結論として、企業は当該金額について詳細な情報を持ち合わせていることから、間接作成法を用いることで、直接法と間接法のどちらについても同様に作成することができるといえる。もちろん、キャッシュに関わる基礎データならびに、対象年度の比較貸借対照表および損益計算書を用いて、当期に生

図表8 A社貸借対照表

	(単位:千円)		
	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)	差額 (当期-前期)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	1,226,843	920,544	△ 306,299
売掛金	104,775	139,896	34,911
商品及び製品	0	73	73
仕掛品	9,660	39,070	29,410
前払費用	15,553	13,983	△ 1,570
繰延税金資産	33,190	36,740	3,550
関係会社預け金	1,957,168	1,994,223	37,055
その他	9,394	12,212	2,818
貸倒引当金	△ 136	△ 181	△ 45
流動資産合計	3,356,448	3,156,353	△ 200,095
固定資産			
有形固定資産			
建物	25,921	28,317	2,396
減価償却累計額	△ 16,186	△ 17,857	△ 1,671
建物(純額)	9,734	10,460	726
工具、器具及び備品	146,871	147,559	688
減価償却累計額	△ 133,690	△ 138,213	△ 4,523
工具、器具及び備品(純額)	12,980	9,345	△ 3,635
有形固定資産合計	22,715	19,806	△ 2,909
無形固定資産			
ソフトウェア	581,639	655,638	73,999
ソフトウェア仮勘定	359,544	133,224	△ 226,320
電話加入権	993	993	0
無形固定資産合計	942,176	789,856	△ 152,320
投資その他の資産			
投資有価証券	1,634,916	1,840,394	205,478
敷金及び保証金	150,532	150,532	0
長期預金	0	150,000	150,000
繰越税金資産	106,730	99,630	△ 7,100
繰越資本償還等	7,275	7,275	0
貸倒引当金	△ 7,275	△ 7,275	0
投資その他の資産合計	1,892,178	2,240,556	348,378
固定資産合計	2,857,070	3,050,219	193,149
資産合計	6,213,519	6,206,573	△ 6,946

	(単位:千円)		
	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)	差額 (当期-前期)
負債の部			
流動負債			
買掛金	△ 552	△ 659	△ 107
未払金	△ 122,736	△ 138,846	△ 16,110
未払費用	△ 28,557	△ 28,638	△ 81
未払法人税等	△ 85,009	△ 125,171	△ 40,162
未払消費税等	△ 6,466	△ 79,151	△ 72,685
前受金	△ 630	△ 648	△ 18
預り金	△ 12,866	△ 13,140	△ 274
賞与引当金	△ 67,826	△ 73,807	△ 5,981
その他	△ 167	△ 178	△ 11
流動負債合計	△ 324,811	△ 460,242	△ 135,431
固定負債			
退職給付引当金	△ 257,077	△ 294,301	△ 37,224
資産除去債務	△ 2,034	△ 2,828	△ 794
固定負債合計	△ 259,112	△ 297,130	△ 38,018
負債合計	△ 583,923	△ 757,373	△ 173,450
純資産の部			
株主資本			
資本金	△ 783,200	△ 783,200	0
資本剰余金			
資本準備金	△ 1,461,260	△ 1,461,260	0
資本剰余金合計	△ 1,461,260	△ 1,461,260	0
利益剰余金			
利益準備金	△ 17,397	△ 17,397	0
その他の利益剰余金			
繰越利益剰余金	△ 3,367,738	△ 3,187,342	180,396
利益剰余金合計	△ 3,385,135	△ 3,204,739	180,396
株主資本合計	△ 5,629,595	△ 5,449,199	180,396
純資産合計	△ 5,629,595	△ 5,449,199	180,396
負債純資産合計	△ 6,213,519	△ 6,206,573	6,946

(出所:金融庁「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」を基に筆者加筆)

図表9 A社損益計算書

	(単位:千円)	
	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
売上高		
役務収益		3,142,221
商品売上高		19,501
売上高合計		3,161,722
売上原価		
役務原価		2,276,061
商品売上原価		0
商品期首た卸高		0
当期商品仕入高		16,539
合計		16,539
商品期末た卸高		73
商品売上原価		16,465
売上原価合計		2,292,526
売上総利益		869,195
販売費及び一般管理費		
業務委託費		31,630
給料及び手当		205,601
賞与引当金繰入額		2,265
退職給付費用		10,846
法定福利費		7,361
賃借料		11,917
支払手数料		55,585
貸倒引当金繰入額		45
租税公課		18,663
その他		16,378
販売費及び一般管理費合計		360,296
営業利益		508,899
営業外収益		
受取利息		7,070
有価証券利息		14,930
雑収入		395
営業外収益合計		22,395
経常利益		531,295
特別損失		
減損損失		260,515
特別損失合計		260,515
税引前当期純利益		270,779
法人税・住民税及び事業税		216,300
法人税等調整額		3,550
法人税等合計		219,850
当期純利益		50,929

(出所:金融庁「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」を基に筆者加筆)

じた取引ごとに仕訳を切り、差異である現金がどのように発生、消費されているのか分析することで、より正確なキャッシュ・フロー計算書は作成できるが、その検討については他日に記したい。

4. おわりに

わが国では、これまでキャッシュ・フロー計算書を作成する際にワーキング・ペーパー¹⁶⁾およびワークシート¹⁷⁾、T勘定法¹⁸⁾が用いられてきたが、本稿では、従来とは異なる間接作成法(取引一覧表)を用いることで、(企業側の視点として)CFOの表示方法である直接法および間接法のどちらについても同様に作成できることを明らかにした。もちろん、作成に際してキャッシュ・フロー計算書における全項目の数

¹⁶⁾ 染谷恭次郎『増補 資金会計論』中央経済社、1960年、64-235頁。

¹⁷⁾ 鎌田、前掲書、15-131頁。

¹⁸⁾ 同書、43-59頁。

図表11 A社キャッシュ・フロー計算書(直接法)

		(単位:千円)	
	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	計算結果	差額 (計算結果-当期)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業収入	3,126,829	3,126,829	0
原材料又は商品の仕入れによる支出	△ 16,431	△ 16,431	0
未払消費税等の増減額(△は減少)	72,685	72,685	0
人件費の支出	△ 1,409,685	△ 1,432,815	△ 23,130
その他の営業支出	△ 968,193	△ 945,060	23,133
小計	805,204	805,208	4
利息及び配当金の受領額	29,193	29,193	0
法人税等の支払額	△ 176,936	△ 176,936	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	657,461	657,465	4
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 2,657	△ 2,657	0
無形固定資産の取得による支出	△ 328,694	△ 328,694	0
投資有価証券の取得による支出	△ 714,281	△ 714,281	0
投資有価証券の償還による収入	500,000	500,000	0
定期預金の預入による支出	△ 380,000	△ 380,000	0
定期預金の払戻による収入	200,000	200,000	0
関係会社預け金の預入による支出	△ 37,055	△ 37,055	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 762,688	△ 762,687	1
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△ 231,071	△ 231,071	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 231,071	△ 231,071	0
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 336,298	△ 336,293	5
現金及び現金同等物の期首残高	1,026,843	1,026,843	0
現金及び現金同等物の期末残高	690,544	690,550	6

値が一致しているわけではないため、「その他」などに含まれる項目ならびに金額に関する情報を把握した方が、より正確なキャッシュ・フロー計算書が作成できることは明白である。しかし、企業はこれらについての基礎的データを持ち合わせているため、企業においては、間接作成法を用いることで作成が可能であるといえる。

また、本稿では割愛したが、「意見書」で用いられている(作成方法と表示方法が混在された)間接法の場合、直接法のような各勘定科目における期間変動額の詳細な分類が必要ないことから、実務上手間がかからない方法といえる。だが、選択適用が認められている表示方法のうち、どちらの方法を用いるかは、各表示方法で与えられる情報に対する利害関係者の需要の大きさによって判断されるべきである。すでにいくつかの国においては、直接法のみを開示が義務付けられているとともに、キャッシュ・フロー計算書以前の資金計算書(資金繰表および資金収支表)は、そもそも直接法で作成していたことを考えれば、手間がかかるという点が間接法

の採用されている主たる要因と考えるべきではない。

最後に本稿は、(キャッシュ・フロー計算書における全項目が、有価証券報告書の数値と一致しているわけではないが)間接作成法を用いることで、表示方法としての直接法および間接法のどちらについても同様に作成できること示したに過ぎない。実際にキャッシュ・フロー計算書を直接法にて開示している企業(23社)が、どのような手続きによって「直接法によるキャッシュ・フロー計算書」を作成しているのか、また、なぜ間接法が主流の中で直接法を採用しているのかという、実務的側面および背景について追究するに至らなかったため、これらの点を今後の課題とする。

参考文献

- ・伊藤邦雄・桜井久勝・百合草裕康・蜂谷豊彦『キャッシュ・フロー会計と企業評価(第2版)』中央経済社、2006年。

- ・大蔵省令第 74 号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」1953 年。
- ・大蔵省令第 59 号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」1963 年。
- ・大蔵省令第 28 号「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」1976 年。
- ・大蔵省令第 41 号「企業内容の開示に関する省令」1988 年。
- ・鎌田信夫『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房、1995 年。
- ・鎌田信夫編著『現金収支情報の開示制度』税務経理協会、1997 年。
- ・鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計 その理論と適用』税務経理協会、1999 年。
- ・鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計の原理（新版第 2 版）』税務経理協会、2006 年。
- ・企業会計審議会「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」1986 年。
- ・企業会計審議会「連結財務諸表の見直しに関する意見書」1997 年。
- ・企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」1998 年。
- ・企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」1998 年。
- ・蔵証第 1004 号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」1992 年。
- ・現代会計研究会編『現代会計研究会』白桃書房、2002 年。
- ・小西範幸『キャッシュ・フロー会計の枠組み — 包括的業績報告システムの構築』岡山大学経済学部、2004 年。
- ・佐藤倫正『資金会計論』白桃書房、1993 年。
- ・杉本典之・洪慈乙『キャッシュフロー計算書 — その国際的調和化の現状と課題 —』東京経済情報出版、1996 年。
- ・染谷恭次郎『増補 資金会計論』中央経済社、1960 年。
- ・染谷恭次郎『財務諸表三本化の理論』国元書房、1983 年。
- ・染谷恭次郎『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社、1999 年。
- ・染谷恭次郎『キャッシュ・フローの会計と管理』税務経理協会、2000 年。
- ・武田安弘『連結財務諸表要説（改訂版）』税務経理協会、2003 年。
- ・中村忠編著『財務会計と制度会計』白桃書房、1994 年。
- ・八田進二・橋本尚共訳『21 世紀の財務報告』白桃書房、2001 年。
- ・百合草裕康『キャッシュ・フロー会計情報の有用性』中央経済社、2001 年。
- ・IASB, International Accounting Standards 7, “Cash Flow Statements,” (December 1992).
- ・上田善久「ディスクロージャー制度の見直しについて」『産業経理』第 46 巻第 4 号、1987 年、125-135 頁。
- ・郡司健「キャッシュ・フロー会計の計算構造 — キャッシュ・フロー計算書の表示法と作成法を中心として —」『大阪学院大学企業情報学研究』第 10 巻第 2 号、2010 年、1-42 頁。
- ・小西範幸「キャッシュフロー計算書の作成 — 資金収支表から組替えと間接作成法」『専修大学情報科学研究所所報』No. 40、1996 年、22-36 頁。
- ・小西範幸「キャッシュフロー計算書試案 — 国際会計基準改訂第 7 号への準拠性を考慮に入れて —」『南山経営研究』第 11 巻第 2 号、1996 年、209-221 頁。
- ・小西範幸「直接法キャッシュ・フロー計算書と調整表の作成の意義 — 財務諸表の表示の一体性の視点から —」『税経通信』第 65 巻第 3 号、2010 年、201-214 頁。
- ・小西範幸「財務諸表の構造と表示の一体性 — IASB 財務諸表の表示の目的についての検討」『企業会計』第 62 巻第 5 号、2010 年、97-106 頁。
- ・土田俊也「直接法によるキャッシュ・フロー計算書の必要性」『和歌山大学経済理論』第 319 巻、2004 年、1-22 頁。
- ・土田俊也「キャッシュ・フロー計算書の課題と今後の展望」『会計』第 181 巻第 5 号、2012 年、636-647 頁。
- ・豊岡博「キャッシュ・フロー計算書の基本財務諸表化の意味」『会計』第 186 巻第 5 号、2014 年、612-626 頁。
- ・金融庁「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)
- ・新日本有限責任監査法人 (2012)「ナレッジセン

ター・リサーチ」(<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/case-study/2012/2012-09-24.html>)